

## 横須賀市廃棄物減量等推進審議会一般傍聴実施要領(案)

- 1 この要領は、横須賀市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は、原則として20人以内とし、定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。
- 4 審議会の開催に係る市民等への周知については、原則として広報紙等により行うものとする。ただし、審議会の開催期日等については、傍聴希望者からの電話等による問い合わせにより、対応することとする。
- 5 傍聴の範囲は、公開された審議会の議事すべてとする。この場合、傍聴者は、当日は随時入退室できるものとする。
- 6 傍聴者は、事務局から傍聴章(別記様式)の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。
- 7 傍聴者による写真・ビデオの撮影、録音については許可をしない。ただし、議事次第等審議会に提出した資料を配布し、メモをとることはできるものとする。

8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、審議会委員の総意により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。

(1) 審議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。

(2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。

(4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。

(5) 物を食べたり、飲んだり、たばこを吸わないこと。

~~(6) メモを取ることはできるが、写真・ビデオの撮影、録音をしないこと。~~

(6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。

(7) むやみに席を離れないこと。

(8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

9 審議会の一般傍聴の実施に係る事務は、事務局（環境部環境政策課）が行なう。

(別記様式)

No. 横須賀市廃棄物減量等推進審議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)